

下請企業の社会保険等未加入対策の取扱い

1 対策の内容

平成30年4月1日以降に埼玉県と契約を締結する全ての建設工事においては、社会保険等未加入企業を下請負人とすることを原則禁止します。

2 社会保険等未加入企業の定義

次のいずれかの届出を履行していない建設業者（届出の義務がない者を除く。）をいいます。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

3 社会保険等加入企業の使用促進

契約時に「契約時における確認票」を用いて、社会保険等未加入企業を原則下請負人としなないことを確認します。

4 下請負人における社会保険等未加入企業の確認等

発注者は、「工事現場等における施工体制の確認要領」第12条に基づき、受注者から提出された施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認します。受注者は、下請企業の適切な保険加入範囲や保険加入の適用除外などについて、[「適切な保険」の確認シート（国土交通省作成）](#)等を参考に加入状況を確認してください。

また、受注者は、社会保険等未加入企業を下請負人とする場合、下請負人としなければならない特別の事情について具体的な理由を記載した書面（一次下請企業にあっては様式1-1号（以下「理由書（一次）」という。）、二次以下の下請企業にあっては様式1-2号（以下「理由書（二次）」という。））を施工体制台帳と併せて提出してください。

(1) 一次下請企業が社会保険等未加入企業である場合

発注者は、受注者から理由書（一次）の提出を受けたときは、理由書（一次）に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施します。

発注者が、理由書（一次）によって当該特別の事情を有すると認められると判断した場合は、受注者に対して、保険加入を確認できる書類（様式4号）を原則30日以内の期日を指定して提出するよう様式2-1号により通知します。

なお、受注者から指定した期日までに保険加入を確認できる書類が提出されない場合は、埼玉県建設工事標準請負契約約款第7条の3第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知します。

発注者が、理由書（一次）によっても当該特別の事情を有すると認めないと判断した場合は、受注者に対して、特別の事情を有すると認めない旨、その理由及び埼玉県建設工事標準請負契約約款第7条の3第1項の規定に違反することとなる旨を様式3-1号により通知します。

（2）二次以下の下請企業が社会保険等未加入企業である場合

発注者は、受注者から理由書（二次）の提出を受けたときは、理由書（二次）に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施します。

発注者が、理由書（二次）によって当該特別の事情を有すると認められると判断した場合は、受注者に対して、特別の事情を有すると認める旨を様式2-2号により通知します。

発注者が、理由書（二次）によっても当該特別の事情を有すると認めないと判断した場合は、受注者に対して、特別の事情を有すると認めない旨、その理由を通知します。また、受注者に対して、当該未加入下請企業の保険加入を確認できる書類（様式4号）を原則30日以内の期日を指定して提出するよう様式3-2号により通知します。なお、受注者が、当該未加入下請企業に対して適切な指導を行い、当該未加入下請企業が保険加入に時間的猶予を必要としていることがわかる書面を提出した場合は、二次下請企業は60日、三次以下の下請企業は90日まで期日を延長することができます。

なお、受注者から指定した期日までに保険加入を確認できる書類が提出されない場合は、埼玉県建設工事標準請負契約約款第7条の3第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知します。

5 その他

下請企業の適切な保険加入範囲や、保険加入の適用除外などについては、以下の国土交通省のホームページ、相談ダイヤル及び資料を参考にして確認してください。

- ・国土交通省ホームページ 「建設業の社会保険未加入対策について」

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

- ・国土交通省「[建設業フォローアップ相談ダイヤル](#)」

0570-004976

受付時間 10:00～12:00、13:30～17:00（土日・祝祭日・閉庁日を除く）

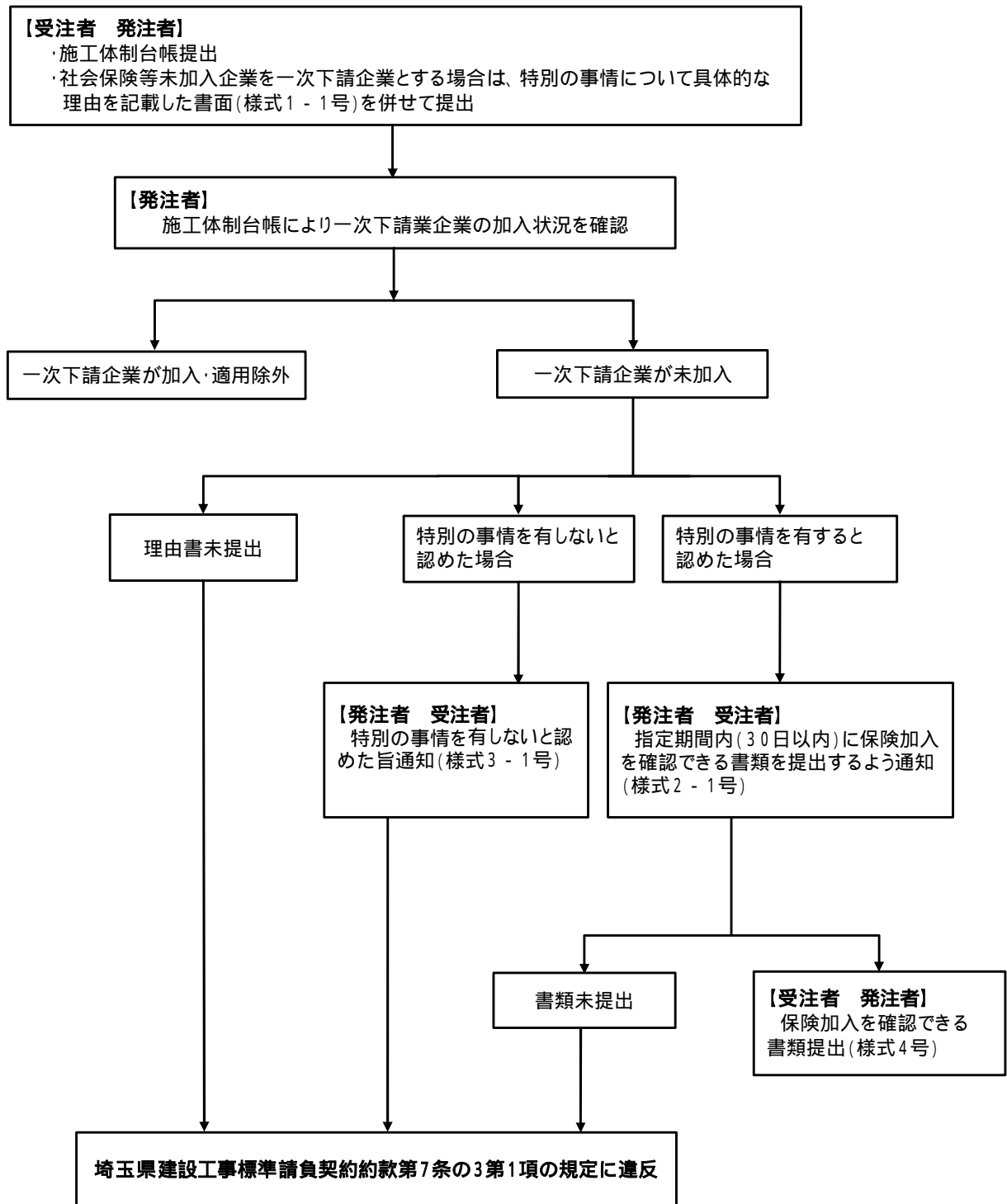
- ・国土交通省 お知らせ「[社会保険労務士に相談しやすくなりました！](#)」

47都道府県社会保険労務士会が窓口となり、社会保険加入等に関する相談に応じています。

7 適用日

この取扱いは、平成 30 年 4 月 1 日以降に当初契約する建設工事から適用します。

一次下請企業の社会保険等加入状況の確認



二次以下の下請企業の社会保険等加入状況の確認

